広報 ひがしよしの

2025（令和7年）
4月号
VoL.624

卒園おめでとう！小学校でも楽しく頑張ってね！

第1回 定例会

令和7年度予算決まる

令和7年第1回村議会定例会が、3月7日から17日までの11日間の会期で開かれ、条例の制定や一部改正、令和7年度の一般会計・各種特別会計の当初予算などが審議され、いずれも原案どおり可決・同意されました。

そのあらましをお知らせします。

◆教育委員会委員の任命

委員の亀内俊一氏の任期が令和7年6月13日をもって満了するので、引き続き教育委員会委員として再任するものです。

◆選挙管理委員会委員及び同補充員の選出

選挙管理委員及び同補充員の任期が4月12日をもって満了することから、議長の指名推薦により、次の方々が選出されました。

選挙管理委員
住本　安三
明代　三郎
川口　武士
立住　壽國

選挙管理委員補充員
河野　環
新子　友一
浅井　和生
東　永子

（順不同・敬称略）

専決処分報告

◆東吉野村議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正

◆特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正

◆一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正

◆会計年度任用職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正

令和6年度人事院勧告等に準じて所要の改正を行うものであり、年内支給の関係で専決処分をしたものです。

◆東吉野村一般会計予算を補正

令和6年度東吉野村一般会計補正予算（第5号）は、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援として物価高騰等によって影響を受ける住民生活や事業者の負担軽減を図るため、政府において、住民税非課税世帯に対し1世帯当たり3万円の給付金と、18歳以下の子どもを持つ子育て世帯に、子ども1人当たり2万円の給付を行うことが決定されたため、事業実施に係る経費と、住民1人あたり5千円の物価高騰地域振興券を発行する経費、学校給食費等を1月から3月まで免除するにあたり、学校給食事業費特別会計繰出金と、水道料金について公共施設を除く家庭向けと事業者の負担軽減を図るための12月から3月の4か月分の基本料金免除分を補填するため簡易水道事業会計への補助金の補正であり、年度内執行を行うため、専決処分をしたものです。

◆東吉野村学校給食事業費特別会計予算を補正

令和6年度東吉野村学校給食事業費特別会計補正予算（第1号）は、物価高騰等によって影響を受ける子育て世代の負担軽減を図るため、1月から3月までの給食費の減免を行うにあたり、財源調整をするものです。

◆東吉野村簡易水道事業会計予算を補正

令和6年度東吉野村簡易水道事業会計補正予算（第3号）は物価高騰等によって影響を受ける住民や事業者へ、水道料金の負担軽減を行うにあたり、財源調整するものです。

◆人権擁護委員候補者の推薦

委員の辻井豊氏の任期が令和7年6月30日をもって満了するため、後任として平松隆之氏を推薦するにあたり、法の定めるところにより議会の意見を求めたものです。

◆刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定

令和7年6月1日刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の

一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律施行に伴い、懲役及び禁固が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されることから、東吉野村職員の分限に関する条例等6条例を一括して所要の改正を行うものです。

◆教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正

令和6年度人事院勧告等により一般職員と同様、地域手当について支給並びに期末勤勉手当積算基礎額に加える改正を行うものです。

◆職員の育児休業等に関する条例の一部改正

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正により対象条文が変わったため、所要の改正を行うものです。

◆職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、超過勤務をさせてはならない職員の育児、介護休暇の対象となる子の範囲を3歳に満たない子から小学校就学の始期に達するまでの子までへの範囲拡大や、仕事と介護の両立支援等について改正するものです。

◆東吉野村国民健康保険税条例の一部改正

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、国民健康保険税の課税限度額が引き上げられるとともに、国民健康保険税の軽減措置について所得判定基準を改正することとされ、令和7年4月1日から施行されるため、所要の改正を行うものです。

◆東吉野村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正

本村が指定している居宅介護支援事業所が事業廃止により減少しており、新たな居宅介護支援事業所を確保するため、管理者については主任介護支援専門員としているところを、管理者を主任介護支援専門員としない取扱いとすることも可能とするため、国の指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準に則り、所要の改正を行うものです。

◆東吉野村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

令和6年6月に成立、公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による栄養士法の一部改正に伴い、児童福祉施設の整備及び運営に関する基準が改められたことから所要の改正を行うものです。

◆東吉野村簡易水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部改正

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法令の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令等の施行に伴い、水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正により、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が見直されたため、これに準じて資格要件を見直すため、所要の改正を行うものです。

◆やはた温泉条例の一部改正
◆たかすみの里条例の一部改正

温泉の使用料を運営当初より改定しておらず、昨今の人件費及び燃料費の高騰により指定管理料に影響が生じていることから料金改定を行うものです。

◆東吉野村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正

過疎化及び産業、就業構造の変化等により、本村における消防団員数が年々減少している状況であり、実団員数にあわせ条例定数を見直し、120名から110名に改正し、消防庁長官より消防団員の報酬等の基準の通知があったことからそれに沿った報酬の改正を行うものです。

◆東吉野村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が令和6年12月27日に公布され、消防団におけるシニア層の活動を推進する観点から、基金又は指定法人が市町村に支払う消防団員退職報償金の区分に新たに「35年以上」の区分が追加され、その金額が設定されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

◆東吉野村消防団員等公務災害補償条例の一部改正

一般職の職員の給与に関する法律の公安職俸給表改正を受け、

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正が公布され、非常勤消防団員等に対する損害補償にかかる補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額等が改正されたことにより、所要の改正を行うものです。

◆令和6年度東吉野村一般会計予算を補正

令和6年度東吉野村一般会計補正予算（第6号）は6459万8千円の減額補正です。

主な内容は次のとおりです。

・ふるさと東吉野応援基金への積立金　△40万円
・減債基金積立金　712万4千円
・心のふれあい集い基金積立金　20万円
・地籍調査関係経費　△1050万5千円
・戸籍総合システム振り仮名対応事務委託料　△94万8千円
・吉野広域行政組合戸籍電算負担金　△230万8千円
・国民健康保険事業費特別会計繰出金　△6676千円
・高齢者見守りシステム利用費　△51万1千円
・手話奉仕員養成事業委託経費　△48万1千円
・地域生活支援事業費　△3976千円
・児童手当プログラム改造委託料　△44万円
・児童手当費　△91万円
・南和広域医療企業団負担金　△127万4千円
・各種健診委託料、高齢者インフルエンザ予防接種補助金、新型コロナワクチン接種補助金　△634万4千円
・合併処理浄化槽設置事業費　△244万円
・さくら広域環境衛生組合負担金　△89万6千円
・宇陀衛生一部事務組合負担金　△48万8千円
・有害鳥獣防除施設設置事業補助金、農産物生産奨励補助金　△189万6千円
・有害獣駆除報償　△19万円
・混交林誘導整備事業経費　△1444万2千円
・村産材生産促進事業補助金　△72万8千円
・山村振興事業費　△794万7千円
・観光費における報償費、旅費及び負担金　△138万3千円
・既存木造住宅耐震診断委託及び耐震改修補助金　△65万円
・現場業務作業員の報酬等経費　△560万4千円
・村道危険立木伐採に係る経費　△70万円
・道路メンテナンス事業及び防災・安全交付金事業費　△1015万4千円
・大字大又及び大字萩原、急傾斜地崩壊対策事業負担金　216万4千円
・消火栓増設工事　△56万6千円
・公共土木施設災害復旧に係る経費　△107万3千円
・国支出金返納金　△25万4千円

この補正で一般会計の予算総額は25億8743万1千円となりました。

◆令和6年度東吉野村国民健康保険事業費特別会計予算を補正

令和6年度東吉野村国民健康保険事業費特別会計補正予算（第3号）は87万2千円の減額補正です。

・出産育児一時金　△100万円
・納付金（医療給付費分、一般被保険者医療給付費分、後期高齢者支援金等分、一般被保険者後期高齢者支援金等分）　50万8千円
・納付金（介護納付金分）　△38万円

この補正で同特別会計の予算総額は2億5896万2千円となりました。

◆令和6年度東吉野村簡易水道事業会計予算を補正

令和6年度東吉野村簡易水道事業会計補正予算（第4号）は、資本的収益1169万3千円、資本的支出1760万円の減額補正です。

その主な内容は次のとおりです。

・大字大豆生、向出線道路改良工事に伴う水道管移設経費　△1536万7千円
・遠隔監視装置整備経費　△223万3千円

この補正で同会計の資本的支出の予算総額は9414万5千円となりました。

◆令和7年度当初予算を議決

令和7年度の当初予算として一般会計27億6979万3千円をはじめ、学校給食事業費特別会計2910万3千円、国民健康保険事業費特別会計2億1275万7千円、介護保険特別会計4億9591万4千円、後期高齢者医療特別会計5827万1千円、簡易水道事業会計2億5217万6千円が決まりました。

主な施策の内容、主要事業等は、次ページから掲載しています。

主な施策の内容（村長施政方針より）

令和7年度予算編成では、賃金の上昇・物価高騰等の経済情勢に対応しつつ、引き続き財政の健全性に配慮し、経常的経費の削減合理化に努め、一方では村の発展に資する資源投資を積極的に図りつつ、既存事業については村の活性化につながる見直しと工夫を加え、節度ある財政運営を行い東吉野創生に向けて取り組むこととしています。

また、前年度に引き続き、東吉野村基本構想や東吉野村まち・ひと・しごと創生総合戦略のもと、クリエイティブヴィレッジ構想の推進を始め小さな道の駅の活用あるいは小川のまちの再生といった東吉野創生施策の中核となる事業を推進し、過疎化を少しでも食い止め村民の皆様の生活をより豊かなものにしていくため、若者の移住・定住、子育て支援施策、安全安心な暮らしの確保、産業の振興、生活基盤や福祉・医療・教育施策、村の資源を活かした文化・観光・交流施策といった重要施策について、これまで推進してきた施策にさらに踏み込んで内容を充実するとともに、新たな視点のもと新規施策も積極果敢に取り入れて、さらなる村の発展・躍進を図っていきます。

1 都市との往来と移住を進める村づくり

(1)移住・定住の促進

クリエイターな若者が本村に移住定住して活躍することにつなげる「クリエイティブヴィレッジ構想」を推進し、若者移住・定住の拠点施設「オフィスキャンプ東吉野」も開設から10年が経過し、多くの方にご活用いただき、利用者の中から村への移住者も増え一定の成果が出ているところです。オフィスキャンプ東吉野の運営を担っていただいているコーディネーターのもと、利用者とのネットワークを拡げていただき、村での体験活動や交流活動を通じて今後も多くの若者の本村への移住・定住につなげていきます。

若者の移住にとって大きな課題である住宅につきましては、村にご寄贈いただいた空き家を活用した移住定住促進住宅や移住体験住宅の改修整備、村営住宅の新築により確保に努めています。

空き家バンクの運用につきましては、区長様はじめ村民の皆様のご協力のもと、空き家登録も増え34戸が入居し、20戸程度のストックも確保しております。空き家改修助成制度や移住希望者への情報提供・各種相談に応じるワンストップサービスの運用をはじめ移住しやすい環境を充実し、本村への移住者の増加につなげているところであります。

新年度、産学官民連携による地方創生プロジェクトにおける施策提案の一つであります、「移住実現率の向上を目指す事業」につきまして積極的に取り組んでいきます。

また、空き家につきましては、放置すれば倒壊する恐れがあるものや、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす適切な管理が行われていない空き家が年々増加していることから、「東吉野村空家等対策計画」に基づき、所有者の協力を得ながら、地域住民の身体、生命、財産を保護し、生活環境の保全を図り、必要にあわせて空き家等の利活用を促進していきます。

地域おこし協力隊につきましては、平成26年度より取り組み、11年が経過いたしました。この間、22名の若者を迎え入れ、現在、物作り、芸術、特産品づくり、情報発信等を通じた地域づくりといった活動に4名が従事しており、また、集落支援員につきましては、5名が従事しております。すでに協力隊の3年間の活動期間を満了した10名も、引き続き本村に定住して活動していただいております。新年度は地域おこし協力隊4名、集落支援員5名の体制となり、引き続き活動への支援を続けていきます。また、地方創生事業の一環として、東京圏から村に移住した者に定額の移住支援金を交付する事業につきましても引き続き積極的に参加していきます。

本村の魅力を発信するとともに、空家バンク等の移住情報の提供など、移住を希望する人が本村で快適な生活が送れるよう受入支援や体制の充実強化を図ります。

(2)観光・交流の促進

村内での就業の場の確保を図り、本村の文化・観光・交流の拠点施設として、ふるさと村、やはた温泉、たかすみの里を設置しております。これら3施設につきましては、リピーターを中心に一定の利用者を確保しておりますが、今般の賃金上昇・燃料費高騰等の経済情勢に対応し、温泉入湯料(村民以外の方のみ)につきまして、必要最小限の料金改定を考えております。

また、新年度、ふるさと村ビジターセンター等において、エアコンを新たに整備し利用者の快適性や満足度を高めるための環境整備を図っていきたいと考えております。

引き続き、設備の更新や施設の改修を計画的に実施しながら、指定管理者である奈良交通株式会社の経営ノウハウを最大限活用し、さらなる誘客に力を入れていきます。

かつての鮎釣りの活気を取り戻すため、村漁業協同組合が実施している鮎漁業の振興につきましては、村として応分の助成を行ってきており、ここ数年来釣り客が増加して夏の風物詩が戻りつつあることから、引き続き支

援を続けていきます。
　天誅組終焉の地として志士達を慰霊・顕彰する取り組みを続けているところであり、新年度におきましても、本村において講演会やウォーキングを実施したいと考えております。今後、若き命を散らした志士たちの慰霊を続けてこられた先人の思いを受け継ぎ、志士の慰霊と顕彰を続けていくことはもとより、次の世代へと引き継いでいくとともに、引き続き津野町、椿原町、刈谷市などゆかりの地域や人々との絆や交流を一層深めることにより、「維新のさきがけ天誅組」の存在を高め、東吉野村を全国に発信していきます。また、天忠組ゆかりの市町村連携協議会が実施している事業につきましても、引き続き新たな企画のもと取り組みを続けていきます。
　本村の動物として認定されたニホンオオカミをイメージした本村のマスコットキャラクター「ひよしちゃん」と積極的にイベント等に参加することで村をＰＲしていきます。新年度、本村でニホンオオカミが捕獲されて１２０年の節目の年にあたり、記念企画展等イベントを実施していきたいと考えております。
　また、産学官民連携による地方創生プロジェクトにおける施策提案の一つであります、「ニホンオオカミを切り口に人が集まる仕組みづくり・関係人口の増加を目指す」事業につきましても積極的に取り組んでいきます。
　吉野郡８ヶ町村（吉野町・下市町・黒滝村・天川村・下北山村・上北山村・川上村・東吉野村）で連携して魅力を発信する取り組み「森に育まれ、森を育んだ人々の暮らしとこころ～美林連なる造林発祥の地吉野～」が、平成28年に文化庁の実施する日本遺産として認定され、令和４年度に認定継続となりました。引き続き村の歴史文化の魅力や林業文化を発信していきます。
　村民の皆様の世代を超えた元気力や文化力をいかんなく発揮していただいている「東吉野まるごとフェスティバル」は、文化展覧会、健康フェスティバル、農林産物品評会、文化発表会、模擬店、フリーマーケット、堺市、刈谷市や松阪市のコーナー等盛りだくさんの内容のもと、村のシンボルイベントとして村内外から多くの参加をいただいており、新年度につきましても、内容を充実して実施していきます。
　観光地のライトアップにつきましては、昨年は、第８回目を迎え、東の滝、夢淵そして丹生川上神社周辺において、飲食ブースなどを設けて開催したところであり、約４，０００名を超える来場者が訪れるなど大変好評であることから、新年度においても内容をさらに充実して実施していきます。また、役場若手職員が中心となって企画、準備しているイベント「ＦＡＭ」につきましても、新たな発想のもと実施し、多くの方に村の自然の魅力を体感していただきたいと考えております。
　今年は大阪・関西万博の開催によって、関西には世界中から人が集まり、国内において大きな経済効果が見込まれ、景気の上昇が期待されているところであり、奈良県と市町村とで設置いたしました「大阪・関西万博奈良県実行委員会」において、万博を契機とした県内への観光誘客、地域活性化への取り組みを推進していきます。
　また、奈良から三重県伊勢へ続くエリアにおいて、東奈良（宇陀市・曽爾村・御杖村・山添村・東吉野村）と三重県名張市の６市村が広域連携で設立いたしました「東奈良名張ツーリズムマーケティング」においても、大阪・関西万博を契機とした観光誘客及びコロナ収束におけるインバウンドを中心とした観光事業の推進を図り、村への周遊に繋げる取り組みを続けていきます。
　本村の有する豊かな自然環境や歴史文化等、本村の持つあらゆる地域資源を活用して、村の活性化、村への入り込み客や交流人口、関係人口の増加につなげていきたいと考えております。

（３）企業・大学との連携・交流

　小川のまちの再生の実現に向け、平成29年３月に締結しました、奈良県との包括協定に基づき、当該地区の持続的発展及び活性化を図るため、事業推進に向け取り組んでいるところであり、奈良女子大学とも協働連携協定を締結し、様々な支援やアドバイスを受けて進めているところであります。
　三尾地区にある旧四郷小学校での活動も、四郷地域の賑わいの拠点となることを期待しているところであり、奈良国立大学機構（奈良女子大学）と地域とが連携して運営いただいている「ひよしカレッジ四郷（ひよカレ）」において活発な活動を展開いただいております。
　新年度、産学官民連携による地方創生プロジェクトにおける施策提案の一つであります、「旧四郷小を拠点としたヒューマンライブラリー・こどもたちとつくる未来のエリア事業」につきまして積極的に取り組んでいきます。
　林業の公益的機能に着目した林業振興の一環として、友好都市堺市の協力を得て、コスモ石油株式会社堺製油所が村有林等で展開している里山保全活動、いわゆる「コスモの森づくり事業」につきましては、年２回の間伐作業や薪づくり作業等林業体験活動を引き続き実施し、都市住民の方の林業への関心を高めていきたいと考えております。
　産学官民連携による地方創生プロジェクトや「いこかふるさとひよし祭（まちゅ）り」では、地域住民・クリエイター・企業が連携して自

発的に地域を盛り上げようと活動が起こり、このような取り組みが広がり地域活性化に繋がるよう支援を行っていきます。

大学や企業、ＮＰＯ法人等のまちづくり支援団体との継続的な連携交流など、地域づくりを支える交流人口、関係人口の創出・拡大に取り組みます。

2 夢と希望の叶う村づくり

(1)林業の振興

令和5年の木材自給率は43．0％となり、前年に比べて2．3ポイント上昇しました。国産材需要への高まりが期待されつつあるものの、依然として木材価格は低迷を続け林業を取り巻く環境は厳しい状況にあります。本村におきましては、林業基盤に力を入れるべく吉野中央森林組合と連携して、美しい森林整備事業や施業放置林整備事業に相当量の事業費を投入し、作業道整備につきましても国・県の助成に加えて村単独の上乗せ助成を実施して、順次整備しているところです。本村林業振興にとって不可欠なヘリコプター出材への支援方策につきましては、これまで機会あるごとに国・県に働きかけを行ってきたところ、令和6年度には、県においてヘリコプター搬出に係る標準単価が適用され、村の林業の活性化に明るい兆しが見えてきたところであり、今後、事業者及び関係機関と連携をとりながら施策を進めていきます。

国において、令和元年度から「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が公布され、国民全てが森林を保全していくという考えのもと森林環境税制度を導入し新たな森林経営管理システムがスタートしています。

森林環境譲与税については、令和6年度税制改正において、山間部への配分を手厚くするよう配分基準が見直されたところであり、本村に割り当てられる森林環境譲与税の使い道につきましては、現在、森林所有者意向調査を進めつつ、地上権設定調査及び森林境界明確化事業、そして森林整備事業に取り組んでいるところであります。また、施業放置林整備事業、村産木材製品等のＰＲ等、将来の林業振興を見据え有効に活用していきます。

県では、持続可能な林業、木材産業を実現するため「奈良県フォレスターアカデミー」において、スイスの森林環境管理制度を参考に人材の養成をしており、令和5年度より県フォレスター1期生1名が本村に配置されています。今後も県との連携を図りながら、新たな森林経営、管理体制づくりについて具体的な施策を進めていきます。

東吉野材の流通拡大を図るため、創業者が村出身である西垣林業株式会社が桜井市内の浜で「東吉野材まつり市」を開催していただいており、東吉野材の往年の活況を少しでも取り戻す励みとなればと、引き続き、出荷者の出材意欲の向上を図るため、連携、支援していきます。

(2)農林水産商工業の活性化

「小さな道の駅　ひよしのさと」の整備を契機として、本村の農業振興にも力を入れているところです。担い手への農地集積・集約化を促進し、農業経営の効率化に取り組むとともに、農業指導講座や農業資器材購入等への助成制度も引き続き実施し、村民の皆様の農作物づくりを支援していきます。

村内での消費喚起を促進するため商工会の協力のもと実施しておりますプレミアム付き商品券の発行につきまして、村民の皆様に好評でいち早く完売し、村内の消費喚起を促し一定の経済効果が図られているところから、新年度におきましては発行額を増やして引き続き実施していきたいと考えております。

農作物被害対策につきまして、駆除対策として捕獲檻や捕獲用罠を村内各地に設置し、村猟友会の協力のもと毎年相当数の鹿等の捕獲実績を挙げていただいております。また、防除対策として村単独での有害獣防止施設設置助成制度により防護柵設置の支援を行い村民の皆様にご利用いただいているところから、引き続きこれら制度の運用を続けながら村猟友会の協力のもと有害獣対策に取り組んでいきます。

(3)農林水産商工業のあらたな展開

村の特産品の加工・販売を核として、トイレ、駐車場、コミュニティバス・路線バスの乗り入れ場といった、多目的な機能を併せ持つ新たな施設「小さな道の駅　ひよしのさと」がオープンして7年余が経過することとなります。「ひよしのさと加工センター」につきましては、味噌、よもぎ関連商品等に加え柚子を使った新商品やふるさとの味である朴の葉寿司、さらには首都圏向けの新商品の開発等特産品づくりに意欲的に取り組んでいるところです。特産品の開発につきましては、国の「農山漁村振興交付金(山村活性化対策事業)」を活用し、5年度から3年計画で地域資源を活用した新商品の開発等に取り組んでいるところであります。「ひよしのさとマルシェ」につきましては、特産品や日常生活用品を品揃えしたコンビニエンスストア、村内で生産される農林産物の直売所、イートインコーナー、観光案内や交流スペース等を有する施設であり、焼きたてパンや軽食も人気を集め、村内外の皆様にご利用いただいているところです。これら施設の管理運営は、「有限会社小さな道の駅ひよしのさと」に委ねており、相当数の村民の雇用も実現できているところですが、今後も雇用創出の場づくりと経営基盤の強化を

図っていきます。
　村の特産品につきましては、引き続き堺市のハーベストの丘やアンテナショップの杉風舎、またJAのまほろばキッチンをはじめとした各店舗での販売、堺市、刈谷市、松阪市、あるいは東京都、名古屋市等各地域で開催されるイベントに参加し販路拡大に努め、村の農林産物の振興を図っていきます。
　村内関係団体や有志の方で構成する「山の学校協議会」活動として、間伐材を利用した薪づくりツアーや炭づくりツアーを実施していただいており、山に親しみ、木を活用した活動として引き続き取り組んでいきます。

(4)新しい働き方、新しい「しごと」づくり

　働き方改革が注目されるなか、多様な働き方の選択肢のひとつとして、企業が遠隔拠点を持つサテライトオフィスに関心を示しており、新しい人の流れをつくり、人々が集う魅力的な暮らしやすい村をつくるため、村に寄贈いただいた空き家や、村が購入した空き店舗を活用し、小川地区においてサテライトオフィス(3社分)の改修整備を行いました。昨年4月には、英国デザイン事務所が新たに入所され、兵庫県の企業とで2社分を活用いただいているところであり、現在、1社分の募集を行っております。引き続き、企業等の誘致に取り組み、より多くの人材や企業を呼び込み、新しい仕事の創出を図っていきます。

3 学びあい育てあう村づくり

(1)子育て環境の充実

　子育て支援施策につきましては、乳幼児から高校生までの医療費無料化、高校生までのインフルエンザワクチン予防接種費用の全額助成、大学、専門学校生や高校生の通学バス定期代の8割助成、小学生の遠足費用の全額助成、給食費や修学旅行費用の半額助成、幼児教育・保育の無償化も実施しております。
　令和7年度からスタートする「第3期東吉野村子ども・子育て支援事業計画」に沿って子育て支援のための施策を総合的に推進し、結婚、子育てを希望する若者が安心して結婚、妊娠から出産、子育てができるよう、切れ目のない支援と子育てしやすい環境づくりに努めていきます。
　また、令和4年度に国がスタートさせた出産・子育て応援事業につきましては、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した支援につなぐ伴走型相談支援と経済的支援とを一体的に実施し、安心して出産・子育てができる環境整備に努め育児の負担の軽減を図っていきます。
　新年度においては、助産師等による産後の体調管理と育児をサポートする「産後ケア事業」の実施、産婦健康診査費用の助成対象の拡充、不妊治療を受けられる方に対する経済的負担をより一層軽減するため、不妊治療に要する経費への補助制度の創設など、安心して子どもを産み育てることができるよう支援の充実を図っていきます。

(2)学びの環境の充実

　子どもたちは村の宝であり、村の次代を担う貴重な人材であることから、教育の振興に引き続き力を傾注することとし、首長と教育委員で構成する総合教育会議において策定した、本村の教育、学術、文化の振興に関する総合施策である「東吉野村教育大綱」に基づき、教育委員会との密接な連携のもと、教育内容の充実や子どもの安全・安心を守る体制の構築に努めていきます。
　教育内容につきましては、一人一人の主体性を生かし、歴史文化と自然に恵まれた素晴らしい環境の中で子どもたちが大きな夢と希望を持って学習できるよう、確かな学力・体力・豊かな心の育成を目指すことを教育目標として取り組んでいただいております。本村の児童・生徒は学力はもとより、体力、学習意欲、規範意識において県下有数の成績を維持しており、小規模校としての特色を生かした、こども園、小学校、中学校の連携教育にも力を入れながら、本村の優れた教育実践を今後とも継続していくため、村として教育活動を最大限支援していきます。また、子どもたちが生まれ育った地域への理解を深める取組を実施することで郷土愛を育みます。
　学校教育の場においては、令和2年度よりGIGAスクール構想に取り組んでおり、新年度、児童生徒1人1台のタブレットが更新時期を迎えることから、新たなタブレットを小中学校に配備するとともに、校内通信ネットワークのセキュリティ強化にかかる環境整備も実施し、ICTを活用した教育の充実を図っていきます。
　外国語指導助手(ALT)の積極的な活用や、中学生の英語力の向上を図るため、文部科学省が後援している英語検定を受験するための検定料の助成制度等も引き続き実施し、グローバル社会に向けた外国語教育の充実を図っていきます。
　給食業務につきましては、調理・配食業務の民間委託を導入しており、事業者により円滑に業務運営をしていただいており、献立の作成は村教育委員会の栄養教諭のもとメニュー内容にも工夫を凝らし、地産地消を取り入れた安全安心な給食の提供に努めていただいております。また、物価高騰に伴い給食食材も高騰が続いておりますが、保護者の負担を増やすことなく、子どもたちに栄養バランスや量を保った給食を提供していきます。

(3)生涯学習・スポーツ、地域文化の振興

生涯学習につきましては、住み慣れた地域で村民一人一人が心豊かに健康で生きがいのある生活を送ることができるよう、多種多様な学習機会を提供する場として、高齢者学級、女性研修、各種生きがい講座等を実施しており、活動の成果はまるごとフェスティバル文化展覧会に出展し意欲的な学習活動を続けていただいているところです。村民が文化・芸術に親しんでいただく一助としての文化鑑賞会につきましても引き続き実施していきます。

社会体育につきましては、ゲートボール大会やグラウンドゴルフ大会等のほか、村民の健康づくりを推進するためヨガ教室、軽スポーツ教室、清流ウォーク等も引き続き実施していきます。

受け継がれてきた村の文化遺産や伝統文化の継承と発信を行い、地域文化の振興を図ります。

(4)人権尊重と共に支えあう社会の推進

人権教育推進協議会を中心として、人権を尊重し合い、誰もがかけがえのない存在として生きていける人権尊重の村づくりに取り組んでいます。

学校等において、人権教育や男女共同参画に関する教育を推進し、理解を深め他人を思いやるこころを育みます。また、人権問題を解決することができるよう、相談支援体制の充実を図ります。

年齢や障害、性別等に関わらず、誰もが個人として尊重され、自分らしく地域で生活や活躍ができる社会環境をつくります。

4 生涯健康で笑顔あふれる村づくり

(1)健康づくりと保健・医療提供体制の充実

村民の皆様が心身ともに健康でいきいきと暮らしていただくことが村の福祉政策の目標と考え、村政の大きな柱として取り組んでいるところです。

村民の健康づくりにつきましては、元気で生きがいを持って自立した生活を送れるよう健康寿命を出来るだけ延ばし、80歳を超えている平均寿命に近づけていくことを目標に取り組んでいるところです。40歳以上の住民を対象とした特定健康診査につきましては、対象者を20歳から39歳までの方も対象に加えて実施しております。新年度、村健康づくり推進協議会の審議を経て、令和8年度からの「東吉野村第3次健康増進計画」を策定していきます。

疾病予防感染対策につきましては、新型コロナウイルス感染症の予防接種について、昨年10月より65歳以上の高齢者等を対象とした定期接種を実施しており、その他の感染症予防対策として、日本脳炎、麻しん・風しん、肺炎球菌、高齢者インフルエンザなどの定期接種を実施します。また、新年度、50歳以上を対象とした帯状疱疹の発症及び重症化予防に効果のあるワクチンの接種を実施し、接種費用の一部を助成していきます。

子宮頸がんの予防効果が期待されるHPVワクチンにつきましては、積極的勧奨の再開に合わせて、小学校6年～高校1年相当の女子を対象に定期接種が行われています。また平成9年4月2日～平成18年4月1日生まれの女性で対象年齢の間に接種を逃した方に対しても接種機会が確保されています。対象者への丁寧な周知、接種機会の確保に努めていきます。

国民健康保険制度につきましては、国民健康保険法の改正により平成30年度から県単一化が行われ、本村におきましても国や県、他市町村と連携を図りながら新たな国民健康保険制度を運営しているところです。特に制度化にあたり、県全体で保険税負担を公平に支えあうため県下統一的な保険税の標準税率制度を導入することとして、激変緩和措置を講じながら税率見直しをおこない、令和6年度より、設定された県下統一的な保険税水準となったところであります。新年度、35歳以上の国民健康保険被保険者が受ける人間ドックに対して、受診費用の一部助成制度を創設し、特定健診等の受診率向上及び疾病全般の予防、早期発見に取り組んでいきます。

また、予防歯科啓発の取り組みを充実し、口腔・歯の健康維持及び増進の向上を図っていきます。

医療体制の整備として、県南和地域に断らない救急病院を設置するという考えのもと、本村も経営に参画している南和広域医療企業団が運営する南奈良総合医療センターには、屋上にドクターヘリが常駐し、一定の救急搬送や外来・入院患者を受け入れ、おおむね順調に運営されているところです。吉野病院、五條病院についても外来機能を持つ地域医療センターとして稼働しており、今後とも村民の皆様に救急医療や総合医療体制の提供による安定した医療環境の整備に努めていきます。

なお、新年度、MRI装置の増設に伴い南和地区の40歳以上の住民を対象に「シンプル脳ドック」健診を開始することから、受診費用の一部を助成し、脳の病気の予防、早期発見に取り組んでいきます。

(2)高齢者の福祉の向上

高齢者の生きがいづくりとして全域で実施しております「いきいきふれあいサロン」につきましては、区長、民生児童委員、老人クラブ、ボランティアの皆様の献身的なご協力のもと東吉野村社会福祉協議会とも連携しながら取り組んでいるところです。少しでも外に出か

け人と交流する機会を増やすことが認知症予防にもつながることから、さらに参加者の輪を広げ高齢者が地域で元気に暮らしていただく一助にしていきたいと考えております。高齢者の歩く能力や筋力が低下するロコモティブシンドロームを予防する取り組みとして、百歳体操の普及・拡大に努めていきます。

高齢者の皆様が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい生活を送れるよう、保健・医療・介護・福祉が連携して高齢者の暮らしを地域で支える拠点として、村地域包括支援センターを設置しており、看護師、保健師、社会福祉士といったマンパワーをフルに活用しながら地域包括ケアシステムの運用を図っていきます。地域包括支援センター事業の一環として実施している「世代交流カフェ」も、老若男女の交流の場あるいは気軽に話せて相談でき、生きがいやりがいを見出す場として、各大字の垣根を越えて合同で開催していただいており、継続して実施していきます。

住民への見守り・声かけ訪問活動につきましては、東吉野村社会福祉協議会とも協力して実施しています。見守り活動の一環として、また、バランスの取れた食事を提供する機会の方策の一つとして、ならコープの地域支援活動と連携した配食サービスも実施しているところであり、今後も利用者のニーズに対応しながら続けていきます。また、買物が困難な状況にある高齢者等を支援する事業も試行で実施しており、高齢者も介護者も生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりを進めていきます。

介護保険制度につきましては、令和6年度を初年度とする3カ年の「第9期介護保険事業」に基づき、介護が必要な人に的確に介護事業がなされるとともに、介護予防事業にも一層力を入れ円滑な制度運営に努めていきたいと考えております。

また、要介護3以上の高齢者を自宅で介護されている方への紙おむつ支給につきましては、非課税世帯の方には無償で支給し、課税世帯の方にも村単独で半額助成制度を導入しており新年度も引き続き実施していきます。

後期高齢者医療制度につきましては、広域連合組織として実施しており、引き続き円滑な運営に努めていきます。また、後期高齢者の医療・健診・介護情報などのデータから、地域における健康課題を分析し、個別の状況に応じた保健指導や生活機能向上に向けた支援を行う「高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業」を推進していきます。

(3)障害のある人の福祉の向上

令和3年度を初年度とする6カ年の「東吉野村第3期障害者基本計画」、令和6年度を初年度とする3カ年の「東吉野村第7期障害福祉計画」及び「東吉野村第3期障害児福祉計画」に基づき、国の障害福祉施策にも呼応しながら、障害者が地域で安心して生活出来るよう支援するための相談体制の充実や、総合的なネットワークの構築に引き続き努めていきます。

手話を必要とする聴覚に障害のある方のコミュニケーションを支援するため、交流活動などの支援者として、日常会話程度の表現技術を習得した手話奉仕員の養成を引き続き実施していきます。

障害の有無にかかわらず各々の個性が尊重され、障害のある方への偏見や差別をなくし、全ての人が互いに、優しさと配慮をもって、安心して暮らせる東吉野村を目指していきます。

(4)交通利便性の維持向上

公共交通の確保として全ての大字まで運行しているコミュニティバス「ふるさと号」につきましては、定期車両を3台配置し、通院、通学、通勤、買い物等多くの皆様にご利用いただき一定の定着がはかられているところです。令和元年10月1日より村を運行主体とする「市町村運営有償運送事業」により運行しており、引き続き、利便性や安全面に十分配慮して住民にとって不可欠な生活手段であるコミュニティバスの運行を継続していきます。なお、新年度、バス車両1台につきまして更新時期となっており、前回同様、ふるさと東吉野応援基金を活用させていただき計画的に更新していきます。また、村外で働く通勤者の支援として、引き続き村営榛原駐車場の運営を行います。

(5)地域活動の促進

人との接触を避けることにより、地域活動は減少し、地域の中で村民同士が触れ合う機会は激減しました。高齢者の認知機能の低下やフレイル（虚弱状態）の進行が危惧されています。令和4年度から地域資源の把握・ネットワーク化や新たな地域資源の発掘・サービス開発等を行う「生活支援コーディネーター」を村社会福祉協議会に配置し、地域住民をはじめ、さまざまな関係者が連携するネットワーク（ぬくもり協議体）の構築や住民主体の地域活動（いちたつマルシェ）を通して住民の社会参加を促進します。

5 環境にやさしく安全・安心な村づくり

(1)生活を支える道路の整備

村道の維持補修工事や舗装整備につきましては、各大字の必要箇所について順次実施していきます。さらに本村の基幹的道路である主要県道の改良整備につきましては、県において毎年計画的に順次実施していただいているところであり、引き続き改良整備、砂防対策、急傾斜地崩壊対策、治山対策等の事業につきましても、あらゆる機会を通じて国、県へ強力に働きかけを行っていきます。また、平成23年の台風により大きな被害を受けた麦谷地

区の深層崩壊現場の復旧につきましては、被災規模が甚大であり、県において堰堤工事に引き続いて被災現場に通じる村道復旧工事を実施し、現在、大規模崩壊地対策（治山工事）につきまして令和5年度より着工し令和11年度の完成を目指し、着々と進めていただいているところであります。今後、被災現場上流部において、砂防堰堤2基の新設が計画されており、新年度、仮設工事用道路設置工事に着手する予定であります。地元住民の皆様の不安解消につながるよう村としても最大限の努力をしていきます。

村道橋の耐久性を補強するための橋梁長寿命化対策につきましては、5年周期の点検作業を計画的に進めるとともに、長寿命化修繕計画に基づき必要性・緊急性の高い村道橋の補修工事施工のための実施設計を行っており、計画に沿って補修工事も実施していきます。

地籍調査につきましては、現在までで木津川地区、小地区、小川地区及び小栗栖地区の調査については終了しており、新年度は引き続き中黒地区の図面作成及び現地調査と伊豆尾地区にも着手していく予定であります。

（2）情報通信技術の活用

携帯電話のエリア拡大につきましては、住民の日常生活手段あるいは事故や災害といった非常時の連絡手段として不可欠であることから、就任以来の最重要課題として取り組んできたところであり、平成19年度から移動通信用鉄塔施設整備事業に取り組み、現在、全ての大字の日常生活エリアにおいての携帯電話の使用が実現されたところであります。一方、同一事業者について残っている一地域の不感地帯解消につきましては、何としても同一事業者での全村エリア化を実現していきます。

本村におきましては、65歳以上の高齢者が住民の半数以上を占め、一人暮らし二人暮らしの高齢者世帯も増加傾向にあり、地域のなかで安心して生活していただくための生活環境整備にも力を入れているところです。一人暮らしの方を対象とした緊急通報装置設置事業を引き続き実施するとともに、70歳以上の一人暮らし家庭を対象に、全村に張り巡らされたこまどりケーブルテレビのインターネットサービスを利用した人感センサーによる24時間体制の高齢者見守りサービスシステムについても、利用者から好評を得ておりさらにシステムの普及を図っていきます。

行政のデジタル化に関する取組みについて、本村におきましても、国の「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」の方針を踏まえながら、村民の皆様の利便性向上や業務の効率化を図るデジタル化の推進に引き続き取り組んでいきます。また、国の計画の中で重点的な取組事項とされている、自治体情報システムの標準化につきまして、新年度、運用開始を目指し円滑かつ適切に対応していきます。

デジタル化の鍵となるマイナンバーカードは、その普及・利用の推進が、国のデジタル社会の実現に向けた重点計画の施策の一つとして掲げられており、昨年12月にはマイナンバーカードと健康保険証の一体化を基本とする仕組みに移行されたところであります。今後、運転免許証との一体化など、利便性を高める取り組みが予定されております。引き続き、国の動向や制度内容を、よりわかりやすく周知するとともに、マイナンバーカードの取得率向上を図っていきます。また、法改正に伴う「戸籍の氏名への振り仮名記載」につきまして、届出の受付等が円滑に行えるよう対応していきます。

（3）自然環境の保全と再生可能エネルギーの活用

本村におきましては、自然エネルギーに着目した環境にやさしい村づくりを推進しております。

太陽光発電につきましては、ソーラーパネルを小・中学校等公共施設に設置するとともに、各家庭にも普及するため、ソーラーパネル設置助成制度を運用しており、引き続き実施していきます。また、木を活かしたバイオマスエネルギーを普及し、薪づくりを通じた間伐材の有効活用につなげるために、ふるさと村に薪ストーブを設置しております。村民から薪の買い上げを実施しており、さらに家庭での薪ストーブの普及を図るため村単独の購入費用助成制度を導入し多くの方に活用していただいており、引き続き実施していきます。

水力といった自然エネルギーの利活用につきましても、村民有志の方等が参画した民間事業所による小水力発電所が稼働し運営していただいており、官民あいまって環境にやさしい村づくりを進めていきます。

また、「コスモの森づくり事業」を引き続き実施し、都市住民の方の林業への関心を高めていきます。

都市部における国産材活用と二酸化炭素排出抑制・地球温暖化防止を目的に、東京都港区が主宰している「森と水のネットワーク事業」に本村も会員として参加し事業に協力しているほか、全国28市町村が参画する「全国源流の郷協議会」に加入し、源流地域への国土保全、環境保全、林業振興等特別な施策を国に提言する活動をしているところです。全国有数の東吉野の森林と林業を将来に引き継いでいくためにも、様々な取り組みを積み重ねることにより、林業再生につなげていきます。

（4）美しい景観の維持と循環型社会の推進

ゴミ処理につきましては、さくら広域環境衛生組合「さくら美化センター」において共同処理をしており、安定的・効率的な運営に努

め引き続き住民のゴミの受け入れに万全を期していきます。なお、引き続き「吉野広域行政組合」において、ゴミ処理最終処分場の管理運営について対応しているところであります。

また、一般家庭から出る生ごみを自ら処理することにより、ごみ減量に対する意識の高揚を図り、ごみの減量化を推進するため、家庭用生ごみ処理機の購入費の一部を助成する制度を引き続き実施します。

環境施策の一環として、ゴミのポイ捨てをなくし、河川をはじめとした本村の美しい自然環境を守るため「環境美化推進員制度」を運用し、現在、10大字でゴミ持ち帰り運動の啓発を行っていただいております。引き続き住民の皆様のご協力のもと啓発活動を実施し、節度とマナーを持って本村の貴重な自然をご利用いただきたいと考えております。ゴミの不法投棄を防止するため高見山周辺や村内の不法投棄監視重点箇所等に防犯カメラを設置し不法投棄の監視に努めるとともに、令和2年4月に、本村の自然環境及び生活環境を保全するために、公共の場所等におけるマナーの向上について必要な事項を定めた「東吉野村環境保全等マナー向上条例」を制定しました。県とも連携してマナー向上に努め、全ての村民が健康かつ快適な生活を営み、自然と文化の調和した清潔で住みよい村づくりを目指していきます。

(5)生活環境の維持・向上

簡易水道事業につきましては、令和6年度より公営企業会計へ移行し、経営状況を的確に把握し将来の経営計画に役立てるとともに、整理した資産の情報を活用し、水道管及び施設の老朽化対策や更新を計画的に進め、今後も日常生活に不可欠なライフラインとして、日々の維持管理に万全を期すよう努め、良質で安定的な水道水の供給を図っていきます。

し尿処理につきましては、「宇陀衛生一部事務組合」に加入し、安定的に処理がなされており、村内家庭の合併浄化槽設置事業につきましても、村が誇る清流を守り、河川の浄化を進める趣旨からも、村単独による上乗せ助成や、現在使用されている単独浄化槽を合併浄化槽に切り替える場合の撤去費用の助成、単独浄化槽又はくみ取り槽からの転換に伴い必要となる宅内配管工事に要する費用及びくみ取り槽の撤去費用の助成を引き続き実施していきます。

(6)防災・防犯対策の推進

令和6年度も幸いにも本村に大きな被害をもたらす自然災害はありませんでしたが、能登半島地震に続き、奥能登豪雨災害が発生するなど、災害対応力の大切さを再認識させられたところであり、新年度、新たに各大字の避難所につきまして、傷病者搬送用の担架、非常用簡易トイレ、保存水(ペットボトル)といった緊急物資を配備するとともに、既に各大字の避難所を中心に非常用電源確保のためポータブル型非常用発電機と投光機を配置しておりますが、さらに大字集会所(避難所)の停電時において室内照明や暖房機器等の必要電力を賄える非常用電源の拡充を図る自治会に対し、非常用発電機設置費用の一部助成を新たに実施したいと考えており、引き続き災害備蓄品の拡充等、避難所運営の対策を講じるとともに、各区や消防団の協力のもと全村的な避難訓練や専門家による講演会等を実施し、災害への対応を怠りなく続けていきます。いつ発生するかわからない災害に対する備えを整えることが安全・安心な暮らしを守る上で必要不可欠、重要であり、日々の防災、減災の取組みを進めることが肝心と強く思っています。

依然として、電話詐欺や還付金詐欺などの特殊詐欺による被害が発生しています。65歳以上の特殊詐欺対策等電話機器購入者に対して購入代金の一部助成を導入しており、特殊詐欺による被害ゼロを目指していきます。

また、昨今、村内においてグレーチングの盗難や空き家侵入事件が相次いでおり、令和6年度において、村内の主要3箇所に4台の防犯カメラを設置し関係機関と連携して警戒に努めておりますが、新年度、4箇所5台の防犯カメラを追加設置し盗難防止対策の拡充を講じていきます。

犯罪被害者等の支援の基本事項を定めた「東吉野村犯罪被害者等支援条例」による、支援のための施策を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等の受けた被害の早期回復及び軽減を図るとともに、犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図り、安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与していきます。

地震対策につきましては、建物や家屋の耐震化を進めるため、村耐震改修促進計画に基づき既存の木造住宅の耐震診断を実施するための助成制度や、耐震診断に基づき実施する耐震改修事業への助成制度を続け、令和7年度から5ヵ年の村耐震改修促進計画(改訂)を策定していきます。

住民の安全安心な暮らしを支える施策として、地域自らが主体となって行う民家周辺の危険木伐採に要する経費の助成制度も、毎年各区で利用いただいており、引き続き実施するとともに、道路周辺の危険木の伐採につきましても、区や関係機関の協力を得て実施していきます。

奈良県広域消防組合による消防や救急活動につきましては、住民の皆様がさらに的確に消防活動や救急サービスが受けられるよう奈良県広域消防組合との連携のもと努力していきます。

村民の安全・安心を守る要のひとつは地域の消防団であります。常日頃から村消防団の

迅速な消火活動はもとより、地元住民の皆様による初期消火活動が大きな威力を発揮していただいており、引き続き初期消火活動が円滑に行えるよう、消火栓やホースの消防設備の整備等に努めていきます。

新年度、消防団員の火災や訓練・警戒・行事等の出動報酬の増額改定を行い、地域防災力の充実強化と消防団員の士気向上を図っていきます。

6 みんなで取り組む協働の村づくり

(1)協働の村づくりの推進

小川のまちづくり協議会の活動拠点「かめや」につきましては、拠点活用はもとより地区住民の憩いの場・交流の場として活用いただいており、同時に併設した飲食店の創業を支援するチャレンジショップも継続的に利用いただいているところです。また、ご寄贈いただいた空き家を改修整備した「ゲストハウス小川」も継続的に活用いただいておりますが、当該地区に駐車スペースを確保することが懸案であり、令和6年度に駐車場整備を行っているところでありますが、新年度も引き続き、寄贈いただいた空き家の解体整理を実施し、駐車場として整備を進め周辺地域の利便性の向上及び安全対策を講じていきます。

(2)集落の枠組みを超えて支え合う仕組みづくり

地域の暮らしは、登下校時の子どもの見守り、ひとり暮らしの高齢者のサポートなど、地域に住む方々の支え合いで保たれています。しかし、人口減少や少子高齢化、意識の変化によって、こうした地域社会の仕組みは過渡期を迎えています。住み慣れた地域で暮らし続けるために、住民同士が助け合う地域社会の実現に向け取り組んでいきます。

(3)効率的な行財政の運営

コロナ禍において行政手続のデジタル化への対応など新たな行政需要が明らかになったこともあり、デジタル・トランスフォーメーション（DX）を推進し、村民ニーズに対応した行政サービスの向上を図り、手続の簡素化や事務改善など事務の効率化に向けた仕事見直しなども進めていく必要があると考えております。

(4)広域行政の推進

本村の広域的な取り組みとして、消防・救急医療や福祉をはじめ、ごみ、し尿などの対策については、近隣市町村と連携し広域行政を推進していますが、近年では、奥大和移住・定住連携協議会による移住・定住促進の取り組みや、宇陀市、名張市との観光マーケティング、道の駅つながりで宇陀市、松阪市との連携による地域活性化の取り組みを行っています。

7 財源の確保

本村にとって貴重な自主財源である村税を確保することが重要であり、納税者の利便性を高めるため導入したコンビニエンスストアからの振り込み制度につきましては多くの方にご利用いただいており、滞納整理につきましても、専任職員を配置し戸別訪問、差押え処分、インターネット公売等の取り組みを実施し徴収率も大幅に改善しており、引き続き徴収に力を入れていきます。

ふるさと東吉野村を応援したいという思いを実現する方策として実施しております「ふるさと納税制度」につきましては、毎年、多くの方からご寄付をいただき「ふるさと東吉野応援基金」として大切に保管、運用し、コミュニティバスふるさと号の購入資金の一部に活用させていただいております。また、令和5年度より、ふるさと納税ポータルサイトを活用して寄附者へ本村や本村特産品の魅力を細やかに情報発信し寄附金を募っているところです、新年度においても、村内事業者の参加を募り、本村の魅力にあふれた返礼品の充実を図り、多くの皆様に本村を応援いただけるように取り組んでいきます。

8 村職員の人材育成

村民の皆様の信頼や期待に十分応えられるよう県との人事交流制度の活用や、各種研修機会への参画により職務遂行能力の向上に努めており、人事評価制度につきましても、職員一人一人の能力を最大限に引き出し、組織の活性化を図るよう努めていきます。

9 行財政改革の推進

将来に亘っても依然として国・地方共々財政の厳しい状況が続くものと見込まれ、中長期的な見通しを持って持続可能な村政運営を進めるためにも、今後とも、常に施策内容を吟味し創意工夫を加えながら経費削減に努め、引き続き行財政改革を進めていく必要があると考えております。

新年度も、東吉野村の有する豊かな自然資源と歴史文化遺産を育みながら、地域の特性を生かした活力ある村づくりに向けて取り組んでいきますので、議員の皆様並びに村民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

歳　出　27億6,979万3千円

（単位：千円）

議会費	42,861
商工費	21,499
予備費	10,000
災害復旧費	2,500
諸支出金	48
上記合計	76,908（2.8%）

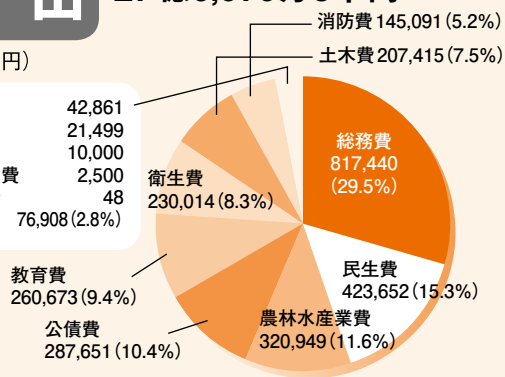

歳　入　27億6,979万3千円

（単位：千円）

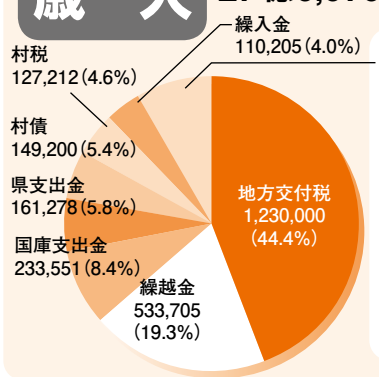

地方譲与税	109,821
諸収入	42,661
地方消費税交付金	39,146
使用料及び手数料	14,700
寄附金	4,870
財産収入	4,116
環境性能割交付金	3,727
株式等譲渡所得割交付金	1,746
法人事業税交付金	1,393
分担金及び負担金	1,237
配当割交付金	1,102
利子割交付金	93
地方特例交付金	30
合　計	224,642（8.1%）

主な用語の説明

●地方交付税
国税である所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税の一定割合を財源として国から村の人口などが基礎になって地方へ交付されるお金です。補助金等とは異なりその使途は制限されていません。

●繰越金
前年度から繰り越されたお金です。

●国庫支出金
教育や建設、災害などのほか、国の事業・事務を村でするときに国から交付されるもので、使い道は決まっています。

●県支出金
県から委託されたものや県の補助要綱等に見合ったもので村が行う事業・事務に対してその一部を県から交付されるお金です。

●村債
簡易水道や道路の整備、建設の事業等を行うときに村が資金確保のために国などから借り入れる、いわゆる借金です。しかし、この借金が一般の企業や家庭と同じで、予算にしめる割合が多いと今後の財政を圧迫することになり、思うような事業ができなくなる恐れがあります。

●村税
村民税や固定資産税、軽自動車税、市町村たばこ税などがあります。

●繰入金
一般会計、特別会計及び基金の間で相互に資金を運用するもので、他の会計・基金からその会計へ資金が移されます。

●地方譲与税
国税として集められた税金を市町村の規模に応じて配分されるお金で、ある程度使い道が決まっています。

●諸収入
村の預金利子やごみ証紙の販売代金等雑入です。

●地方消費税交付金
消費税で集められたお金を、市町村の規模に応じて配分されます。

●使用料及び手数料
みなさんが村の施設を使用するときや、印鑑証明、住民票、戸籍謄本等の交付を受けるときに支払うお金です。

●寄附金
住民や団体等からいただく寄附金です。

●財産収入
村が所有する土地や建物の貸付収入や積立金の預金利子、村有財産の売却などの収入で一般財源に使われます。

●環境性能割交付金
みなさんが自動車の購入時に納められたお金で、村内の道路の延長や面積に応じて交付されるお金で、道路関係の予算に使われます。

●株式等譲渡所得割交付金
株式等譲渡所得割収入額に一定の率を乗じて得た額の一部が個人県民税額に応じて県から配布されます。

●法人事業税交付金
一部制度改正により法人税割減収となるため法人の事業税の一部が県から配布されます。

●分担金及び負担金
村が行う事業などで受益者に事業費の一部を負担してもらうものです。

●配当割交付金
配当割収入額に一定の率を乗じて得た額の一部が個人県民税額に応じて県から配布されます。

●利子割交付金
貯金の利子にかかる税金を市町村に配分されるお金で、一般財源として使われます。

●地方特例交付金
税制改正による減税に伴う地方税の減収額の一部を補てんするため、国から交付されるものです。

●総務費
全般的な管理事務、企画、税務、戸籍、統計、選挙など村の総括的な事務に使うお金です。

●民生費
福祉サービス、各種医療への助成などに使うお金です。

●農林水産業費
木材の販路拡大や特産品の開発等のために使うお金です。

●公債費
村債返済のために支払うお金です。

●教育費
こども園、小・中学校の運営や文化財保存、体育施設の管理、生涯学習の場の提供等、教育関係に使うお金です。

●衛生費
予防接種や各種検診等の保健関係と、ゴミ処理等の衛生関係に使うお金です。

●土木費
道路・河川等の整備や維持に使うお金です。

●消防費
消防・緊急活動の経費のほか、消防設備の維持管理等に使うお金です。

●議会費
議会運営のために使うお金です。

●商工費
商工業の振興や観光事業等に使うお金です。

令和7年度 一般会計主要事業

令和7年度も引き続き行財政改革を推進し、行政経費の削減合理化に努めつつ、若者定住・子育て支援、高齢者福祉、産業振興・雇用といった主要施策への資源投資を積極的に図り、村の活性化につなげます。

議会関係

◇議員報酬　1827万6千円
◇議員政務活動費交付金　84万円

総務関係

◇ふるさと応援寄附一括代行業務委託料　150万円
◇吉野広域行政組合総務費負担金　1426万4千円
◇コンピューター保守委託料　919万円
◇自治体情報システム標準化対応委託料　3429万8千円
◇地方創生推進事業補助金　139万8千円
◇村魅力発信イベント事業補助金　340万円
◇駐車場整備事業経費　940万円
◇空き家活用調査委託料　100万円
◇特殊詐欺等防止対策機器購入補助金　20万円
◇防犯カメラ設置経費　257万3千円
◇交通安全対策経費　82万1千円
◇太陽光発電システム設置補助金　28万円
◇薪ストーブ設置補助金　75万円
◇地籍調査経費　4210万3千円
◇榛原駐車場管理委託料　505万4千円
◇空き家改修事業補助金　600万円
◇大学生等通学時バス利用補助金　455万6千円
◇固定資産標準地鑑定評価委託料　171万3千円
◇戸籍標準化対応導入業務委託料　1512万3千円
◇振り仮名市町村長記録対応業務委託料　305万5千円
◇吉野広域行政組合戸籍電算負担金　512万3千円
◇参議院議員選挙経費　937万1千円
◇国勢調査経費　211万円
◇ふるさと村指定管理料　1359万6千円
◇やはた温泉指定管理料　783万2千円
◇たかすみの里指定管理料　1557万2千円
◇空調設備改修工事経費　3099万9千円

民生関係

◇村社会福祉協議会補助金　426万6千円
◇村民生委員活動費助成金　147万円
◇国民健康保険事業費特別会計繰出金　1368万2千円
◇一人暮らし高齢者見守り事業経費　183万6千円
◇緊急通報システム受信業務委託料　79万2千円
◇老人クラブ連合会補助金　375万9千円
◇さくら苑運営費負担金　1916万7千円
◇老人ホーム措置費　825万6千円
◇重度心身障害老人等医療費助成　109万4千円
◇介護保険特別会計繰出金　8080万2千円
◇後期高齢者医療特別会計繰出金　2085万8千円
◇障害者相談支援事業委託料　175万1千円
◇心身障害者医療費助成　1167万7千円
◇地域生活支援事業　157万2千円
◇障害者自立支援給付費　9127万8千円
◇ひとり親家庭等医療費助成　24万7千円
◇未熟児・乳幼児及び児童生徒等医療費助成　198万1千円
◇産後ケア委託料　52万1千円
◇妊婦支援給付金　45万円
◇児童手当費　1251万円
◇人権啓発費　76万1千円

衛生関係

◇南和広域医療企業団負担金　2039万円
◇各種健診委託料　420万9千円
◇予防接種委託料　511万8千円
◇健康増進計画委託料　242万8千円
◇インフルエンザ予防接種補助金　107万5千円

◇新型コロナワクチン接種補助金
100万8千円
◇帯状疱疹予防接種助成金
440万円
◇不妊治療費用助成金　75万円
◇公衆便所、道路公園、句碑等清掃賃金　284万4千円
◇環境啓発推進員設置事業経費
96万円
◇吉野斎場運営管理等経費
132万9千円
◇合併処理浄化槽設置事業補助金
446万5千円
◇簡易水道事業会計補助金
6061万円
◇簡易水道事業会計出資金
2188万3千円
◇ゴミ収集委託料　3275万円
◇村内ごみ特別収集委託料
8万8千円
◇生ごみ処理機器等購入助成金
15万9千円
◇さくら広域環境衛生組合負担金
1964万5千円
◇宇陀衛生一部事務組合負担金
1053万9千円

農林業関係

◇農業委員会経費
200万6千円
◇有害獣防除施設設置事業補助金
240万円
◇有害獣駆除報償　335万円
◇施業放置林整備事業委託料
2527万円
◇東吉野村林政アドバイザー業務委託料　689万2千円
◇森林境界明確化事業委託料
62万円
◇混交林誘導整備事業委託料
399万5千円
◇林業事業体体質強化対策事業補助金　420万円
◇村産材生産促進事業補助金
525万円
◇森林作業道整備事業補助金
379万円
◇住民安全確保対策事業補助金
250万円
◇美しい森林づくり基盤整備交付金　4824万円
◇小さな道の駅運営管理委託料
3600万円
◇ひよしのさとマルシェホームページ維持管理委託料
26万4千円

商工関係

◇小規模商工業指導事業・不況特別対策事業補助金　224万円
◇地域特産品等販路拡大支援事業補助金　76万円
◇プレミアム商品券発行支援事業補助金　395万円
◇観光力向上事業補助金
490万円
◇種苗鮎放流事業補助金
100万円
◇種苗鮎放流事業特別災害支援補助金　100万円

土木関係

◇既存木造住宅耐震診断委託料
15万円
◇耐震改修促進計画改定業務委託料　200万円
◇既存木造住宅耐震改修事業補助金　50万円
◇雪寒対策業務委託料
854万7千円
◇村道草刈委託料　115万2千円
◇村道危険立木伐採委託料
100万円
◇道路維持補修工事経費
1950万円
◇生活道路等整備事業補助金
20万円
◇橋梁点検業務委託料
4850万円
◇災害防除工事測量設計業務委託料　1050万円
◇道路改良工事　3050万円
◇舗装改良工事　1500万円
◇災害防除工事　1550万円

消防関係

◇県広域消防組合負担金
1億175万6千円
◇団員出動報酬　370万円
◇県防災行政通信ネットワーク衛星回線等再整備負担金
1153万5千円
◇避難所自家発電機設置補助金
70万円

教育関係

◇学校給食事業費特別会計繰出金
2464万7千円
◇スクールバス等運行委託料
2720万6千円
◇宝蔵寺しだれ桜再生事業委託料
88万4千円
◇文化財保存補助金　18万5千円
◇高齢者学級・女性研修・いきがい講座・文化展覧会等経費
124万6千円
◇人権教育費　200万3千円

その他

◇公債費
・償還元金
2億7963万6千円
・償還利子　801万5千円
◇予備費　1000万円

令和7年度　特別会計等主要事業

特別会計とは、村が特定の事業の支出に充てるために一般会計の歳入・歳出とは区別して経理する会計です。

学校給食事業費特別会計

予算額は2910万3千円で前年度に比べて64万5千円の減額となっています。

民間委託に伴う学校給食調理配送業務委託経費のほか、学校給食施設・設備の維持管理経費等の経常的経費が主なものです。

なお、子育て支援の一環として、園児・児童・生徒に係る給食費を引き続き半額負担とします。

国民健康保険事業費特別会計

予算額は2億1275万7千円で前年度に比べて4490万3千円の減額となっています。

歳入としては保険税を3438万5千円見込んでおり、県支出金で1億5221万5千円、繰入金1518万2千円と繰越金その他で1097万5千円となっています。

歳出は、一般被保険者療養諸費に1億2471万3千円、一般被保険者高額療養費2346万1千円、出産育児諸費250万2千円、葬祭費30万円、県単位化に伴う国民健康保険事業費納付金4759万9千円、保健事業費458万9千円が主なものです。

介護保険特別会計

令和6年度から令和8年度までの第9期介護保険事業計画を基礎として計上いたしました予算額は4億9591万4千円で、前年度に比べて1397万8千円の増額となっています。

歳入は、介護保険料5963万3千円、国県支出金で2億2739万7千円、支払基金交付金1億2804万3千円、繰入金8080万2千円が主なものです。

歳出は、居宅介護サービス給付費1億6102万2千円、地域密着型介護サービス給付費6920万5千円、施設介護サービス給付費2億688万3千円、居宅介護サービス計画給付費1003万9千円、介護予防サービス等諸費1361万2千円、審査支払手数料30万7千円、高額介護サービス等費1587万5千円、特定入所者介護サービス等費4189万8千円が主なものです。

本村における65才以上の高齢者人口は、883人で高齢者比率は約59．58％と高く、現在の介護認定者が224人（認定率25．08％）です。うちサービスを受けている人がのべ189人となっているのが現状です。

後期高齢者医療特別会計

予算額は5827万1千円で、前年度に比べて457万7千円の増額となっています。

歳入は、広域連合の算定の結果に基づき、後期高齢者医療保険料として3505万8千円、一般会計繰入金2085万8千円が主なものです。

歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金5453万4千円、保険事業費290万7千円が主なものです。

令和7年度　簡易水道事業会計主要事業

収益的収入及び支出につきましては、事業収入事業費用それぞれ1億4733万2千円となっています。

資本的収入及び支出につきましては、資本的収入5190万9千円、資本的支出1億484万4千円で、不足する額5293万5千円は企業債270万円、当年度消費税資本的収支調整額263万円、当年度損益勘定留保資金4760万5千円で補てんするものです。

まず、収益的収入及び支出につきまして、収入は給水料3588万5千円を見込んでおり、一般会計補助金6061万円が主なものです。

支出は、村内14施設の維持管理経費1億3833万6千円、消費税及び地方消費税442万1千円が主なものです。

次に資本的収入及び支出につきまして、収入は主に簡易水道事業債2680万円、国庫補助金322万6千円です。

支出はろ過弁更新工事968万円、大字大豆生、村道向出線改良事業に伴う水道管の移設事業経費1542万2千円、企業債元金償還金7268万2千円が主なものです。

第52回東吉野中学校卒業証書授与式

3月14日、第52回東吉野中学校卒業証書授与式が行われ、山﨑校長より、6名の卒業生一人ひとりに卒業証書が手渡されました。

式では山﨑校長による式辞、橋本教育長による告辞、水本村長、大丸村議会議長による祝辞が述べられました。

また、卒業生答辞では、代表の坊井奏汰さんが在校生や先生、保護者へお礼を伝え、今まで共に過ごしてきた仲間との別れを惜しみながらも、これからの決意や周囲の方々への感謝の気持ちなどを伝えました。

卒業式の後、教室で最後のHRが行われ、正副担任の先生から卒業生に餞の言葉が送られました。帰り際にお世話になったバスの運転手さんにお礼を伝え、同級生や後輩、先生方とたくさん写真を撮り、見送られながらそれぞれの夢へ向かって歩みはじめました。

卒業生答辞

保護者と一緒に記念撮影

第10回東吉野こども園修了証書授与式

3月18日、第10回東吉野こども園修了証書授与式が行われ、3名の園児が卒園されました。教育委員会の方や保護者、先生、そして在園児のみんなから見守られる中、橋本園長から修了証書が手渡されました。

その後、橋本園長や松久保教育委員、水本村長、大丸村議会議長、川口PTA会長によるお祝いメッセージやエールをもらい、卒園児、在園児がお互いにお別れの歌とことばを贈り合いました。

卒園児たちは凛々しい表情で式に臨み、返事や退場をする時も年長組らしい立派で頼もしい姿を見せてくれました。

卒園式終了後、これまでお世話になった先生方にお礼をし、在園児や先生方に見送られました。小学生になっても、元気一杯に学校生活を楽しんでください。

保護者と一緒に記念撮影

みんなでお見送り

第20回東吉野小学校卒業証書授与式

3月19日、第20回東吉野小学校卒業証書授与式が行われ、城之内校長より、2名の卒業生一人ひとりに卒業証書が手渡されました。

式では、城之内校長の式辞、教育長の告辞の後、水本村長、大丸村議会議長、植田ＰＴＡ会長より祝辞が述べられました。

お別れのことばでは、在校生から卒業生に対し、小学校で過ごした思い出を振り返りながら感謝の言葉が送られました。また、卒業生は6年間の学校生活を振り返り、感謝の気持ちを伝え、在校生全員が卒業生を感動の中送り出しました。

別れの言葉

みんなで見送り

炭焼き体験

2月17日、東吉野小学校3・4年生の児童が、大字大豆生の「八幡炭窯」で、火入れをした窯から、出来上がった炭を取り出す炭焼き体験を行いました。

児童たちは、炭焼きについての説明を受け、薪割り機で木材を割ったり、炭で焼き芋を焼いてみたりと、実際に体験してみることで、炭焼きに対する理解が深まったようでした。

完成した炭はみんなでノコギリを使って切り分け、袋いっぱいに詰めて持ち帰りました。

炭焼き体験を通して地元の木材の良さや、資源の有効活用について学び、東吉野村ならではの良い体験ができました。

炭焼きの説明

炭の切り分け

天忠組シンポジウム開催

2月24日、五條市、安堵町、東吉野村の三市町村で組織しています天忠組市町村連携協議会が、天忠組シンポジウム「受け継がれていく天忠組」を天理市にあるなら歴史芸術文化村のホールで開催しました。

まず始めに、奈良県立橿原考古学研究所主任研究員の岡見知紀氏による「水戸藩と天忠組」、小説家で現役大学生の高野知宙氏による「天誅組の文学性」、そして公益財団法人郡山城史跡・柳沢文庫保存会研究員の吉田栄治郎氏による「天忠組と北畠治房」と題した基調講演を行いその後、踊り手を五條市職員、音頭を大和の郷土芸能実践研究科の小関吉浩氏による「天誅踊り披露」が行われました。

会場を訪れた参加者は、熱心に講座を聴き天誅組について学びました。

岡見知紀氏による講演

天誅踊り披露

あまご漁解禁

2月27日、村漁業協同組合員の皆さんによって、和歌山県日高川産のおよそ800kgのあまごが放流され、3月2日にあまご漁が解禁されました。解禁当日はあいにくの空模様でしたが、早朝より村内外から多くの釣り人が訪れ、寒い中アタリを待つ姿が村内各地で見られました。

6月には鮎漁も解禁されますので、今後も村内に多くの釣り人が訪れることでしょう。

あまごの放流

あまご釣り

市町村対抗子ども駅伝大会出場

3月8日、橿原市の橿原運動公園で奈良県内の小学生らが健脚を競う第20回市町村対抗子ども駅伝大会が開催されました。本大会には、県内の市町村から約300名の児童が参加し、東吉野村からは東吉野小学校5・6年生の7名が、駅伝レースとタイムトライアルに出場しました。

児童たちは緊張しながらも一生懸命に走り、チーム一丸となってたすきをつないで完走を目指し、仲間からの声援を受けながら力強い走りを見せていました。

晴天のもと、コースを力強く駆け抜けた児童たちは達成感と爽快感溢れる表情を浮かべていました。

集合写真

軽スポーツ教室「クッブ」

3月15日、中黒運動公園ゲートボール場にて、講師に奈良南高等学校（吉野学舎）勤務、日本クッブ協会普及指導員久見氏を迎え、村主催の軽スポーツ教室「クッブ」が開催されました。

クッブとは、バイキングがはじめたといわれるスウェーデン生まれのチーム対戦型のスポーツです。カストピンナ（丸棒）を下手投げし、相手コートの的のクッブ（角材）を倒していき、「キング」を先に倒した方が勝ちです。倒されたクッブは、相手コートのクッブとなり、先に倒さなければならないため、シンプルさの中にも戦略性をあわせ持つスポーツです。

35名の参加者の皆さんは、ルールなどを確認しつつ、チームで戦略を立てながらクッブのプレーを楽しんでいました。

プレーの様子

集合写真

健康のひろば

4月の保健事業

お問い合わせは
住民福祉課へ
☎42-0441

子育てサロン（ぴよぴよサークル）

お子さんの体重測定などもできますので、ぜひお気軽にご参加ください。

とき　4月16日（水）
午前10時～11時
※開催は毎月第3水曜日を予定しています（変更する場合もあります）

ところ　役場1階会議室

対象　就学前の子どもと保護者、妊婦

内容　体重測定・育児相談・保護者同士の交流

持ち物　飲みもの

申込み　参加ご希望の方は、4月14日（月）までに住民福祉課へご連絡ください。

悩みごと相談所

臨床心理士が、様々な悩みにカウンセリングをしながらアドバイスを行います。

相談された内容は秘密厳守されます。仕事や人間関係、子育ての悩みなど、どんな事でもお気軽にご相談ください。

とき　4月19日（土）
午前10時～午後4時
（正午から1時までを除く）

ところ　役場1階会議室

申込み　ご希望の方は、4月17日（木）までに住民福祉課へご連絡ください。
【相談者1人につき1時間、1日5名まで】

お子様の定期予防接種についてお知らせ

令和6年度中に接種予定の定期予防接種が終わっていないお子様は、4月以降、新たに令和7年度分の依頼書を持って医療機関を受診する必要があります。住民福祉課までご連絡いただきますと、令和7年度分の書類をお渡しします。予診票はそのままご利用できますので、お手元に保管しておいてください。

今年度の予防接種対象者については、5月以降に個別にご案内を行う予定です。

帯状疱疹予防接種費用助成開始についてお知らせ

対象　予防接種時点で東吉野村に住民票があり、今までに帯状疱疹ワクチンを接種したことのない、満50歳以上の方。

助成期間　令和7年4月1日から（通年）

助成費用　接種費用の半額（生活保護受給の方は全額助成）

助成回数　生ワクチンは1回、組換えワクチンは2回まで。

方法（償還払い）
①接種前に住民福祉課へお申し込みください。
②接種当日、役場が発行した必要書類を持参し、予防接種を受けてください。
③かかった費用を一旦、全額医療機関にお支払いください。
④予防接種の領収書と予診票の写しを添えて、申請書を住民福祉課へご提出ください。
⑤接種費用の半額を助成します。

子育て世代包括支援センターからのお知らせ

妊娠・出産・子育てに関する悩みに対応する窓口として、子育て世代包括支援センターを設置しています。妊婦さんや乳幼児の保護者の不安や悩み、育児などの相談にお答えします。お気軽に住民福祉課へご相談ください。5月号広報折込チラシに各種母子保健サービスを掲載しますので、併せてご覧ください。

子ども（15歳未満）の急な病気やけがで受診を迷ったら#8000

子どもが夜間や休日に突然体調が悪くなったときや急にけがをして受診を迷うとき、看護師や医師に無料で電話相談できるのが「#8000」こども救急電話相談です。電話がつながりにくいときは奈良県救急安心センター相談ダイアル「#7119」も開設して

いますのでご活用ください。

集合健診・子宮頸がん個別検診についてお知らせ

今年度の日程については、村広報5月号にてお知らせします。お申し込みも5月以降となりますので、受診を希望される方は、村広報5月号をご確認の上お申し込みください。

季節の変わり目を元気に過ごしましょう

春は新生活が始まる季節ですが、同時に気温の寒暖差により自律神経が乱れ、心と体に様々な不調を感じやすい時期でもあります。自律神経が乱れると、めまいや頭痛、肩こり、胃腸の不調、倦怠感、不眠等、様々な症状が現れます。

この時期を元気に過ごすための秘訣をご紹介しますので、ぜひ参考にしてください。

①規則正しい生活を送り、睡眠時間を確保しよう

疲れをとるためには十分な睡眠時間が必要です。就寝の約1時間前に入浴し、朝起きたら日ざしを浴びるようにすると睡眠リズムが整いやすくなります。

②食事のバランスに気を付けよう

1日3食バランスの取れた食事を心がけましょう。腸内環境を整えることで免疫力が強化されるので、発酵食品や乳酸菌飲料等を飲むのもお勧めです。

③適度な運動を続けよう

ストレッチやウォーキング等、軽く汗をかく運動を行うことで、疲労物質が排出されます。

参考　日本成人病予防協会

高血圧予防ワンポイントアドバイス

今年度も高血圧予防をテーマに、日常生活のちょっとした工夫をお伝えしていきます。

今月のポイントは、「気温の変化に気を付けよう」です。春先の急激な温度変化による自律神経の乱れは、血圧にも影響します。外出時には上着を持ち歩き、気温に合わせて服装を調整しましょう。また温かいお茶やスープを飲んで体を温めるようにしましょう。

令和7年4月　奈良県医師会の学術部会が行う健康相談

お気軽にお問い合わせください

相談日の種類	日　時	予約の必要	主催する部会
目の健康相談	4月8日（火） 午後2時～3時	予約必要	奈良県眼科医会
精神科に関する健康相談	4月15日（火） 午後1時～2時	予約必要 ※受付締切4月8日（火）	奈良県医師会 整形外科部会
整形外科に関する健康相談	4月17日（木） 午後2時～3時	予約必要 ※受付締切4月16日（水）	奈良県医師会 整形外科部会
内科疾患に関する健康相談	4月28日（月） 午後2時～3時	予約必要 ※受付締切4月25日（金）	奈良県医師会 内科部会

場　所　奈良県医師会館　1階　県民健康サービス室（近鉄大和八木駅から北へ徒歩7分）

連絡先　〒634-8502　橿原市内膳町5-5-8　奈良県医師会各主催部会

TEL　0744-22-8502　　FAX　0744-23-7796

☆出前介護相談のご案内

○介護疲れで話を聴いてほしい　○介護の仕方を教えてほしい
○介護制度に関すること　等々
（秘密は厳守いたします）

担当者がご自宅に訪問し、介護のご相談に対応いたします。
地域包括支援センターへお気軽にご連絡ください。

☆障がい者介護相談のご案内

障害のある方やそのご家族を対象に暮らしの事、将来的な事、生活上の心配事等々の相談をお受けするため、東吉野村役場にて専門相談員による窓口を開設しています。

例えば、
『人と話したり関わるのが苦手・・だけど外に出たい。何か方法はないかな？』
『福祉サービスってどうやったら使えるの？どんなものがあるの？』
『高齢になってきて、子供の将来が心配・・・。』　ｅｔｃ.

下記の日程で来所もしくはお電話にて相談員が対応いたします。

日　時　４月１６日（水）１３時～１６時　　**場　所**　役場１階会議室
ＴＥＬ　４２－０４４１（住民福祉課）　※担当相談員にお繋ぎします。

※足を運ぶのはちょっと・・・『でも、直接話を聞いて欲しい！』という方は事前に上記連絡先にお知らせしていただければ訪問させていただきます。
※相談窓口開設日以外でも、生活相談センターのどかへ直接電話相談可能です。
ＴＥＬ　０７４７－５３－２１５３へご連絡いただければ相談員が対応いたします。
（のどか開所日　月曜～金曜９時～１７時３０分／第１・第３土曜１３時～１７時）

こんにちは　地域包括支援センターです

東吉野村認知症講演会を開催しました

３月１４日に、認知症の人と家族の会　奈良県支部副代表の正楽忠司さんをお招きし、「当事者の思い、家族の思い。」というテーマでご講演いただきました。

１８名の方がご参加くださり、認知症の人と家族の会の活動内容や、正楽さん自身の約１０年に及ぶ妻の介護体験等を熱心に聴講されました。

認知症は、特別なものではなく誰でもなりうるもの。早期診断と早期対応が重要です。認知症について心配に思っていること、困っていること、ご本人の話、ご家族の話、近所の人の話など、ご相談をお聞きしています。電話でのご相談やご自宅にお伺いすることも可能です。お気軽に地域包括支援センターへご相談ください。

こころやすい社協

よろず承り所　×　活動会員　×　大募集

☆よろず承り所の料金を下記のとおり改訂いたします

作業料金（単価）	〈改訂前〉	〈改訂後〉
◎草刈り	１，３００円／時間	１，４００円／時間
◎植木の剪定	１，１００円／時間	１，２００円／時間
◎草ひき・庭の掃除	１，０００円／時間	１，１００円／時間

別途作業料金の１０％の事務費がかかります。

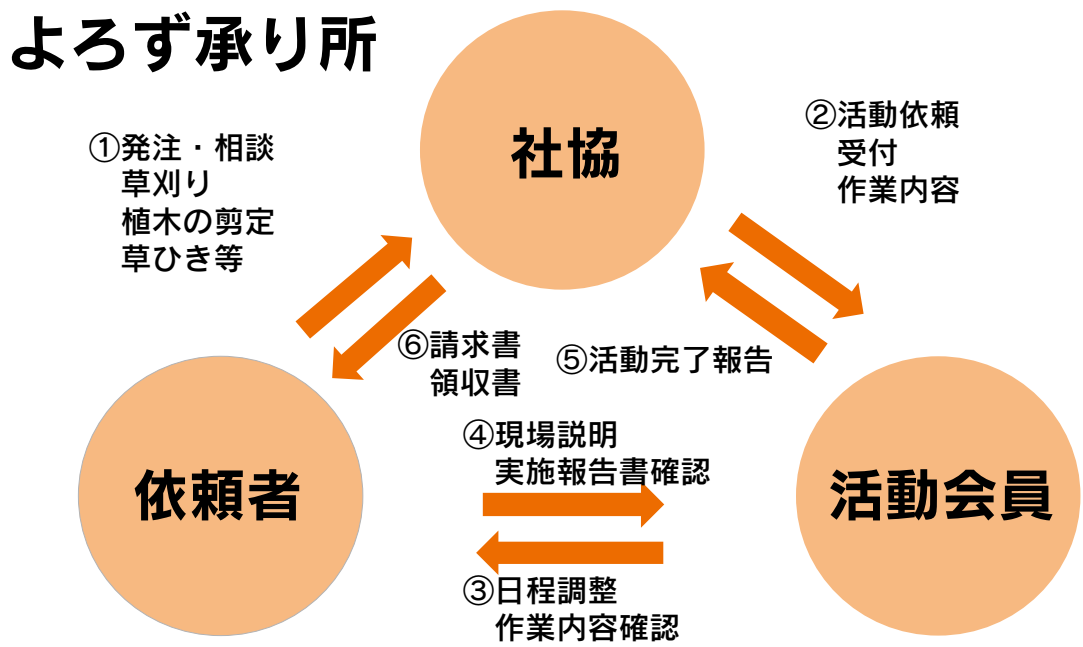

☆よろず承り所の会員募集

令和６年度は活動会員が３名で、令和７年度は２名の予定です。

現状のままでは依頼にお応えできないケースも増えてきています。

草刈りや植木の剪定などの活動にご興味のある方は、社会福祉協議会までお問い合わせください。

お問い合わせ先　東吉野村社会福祉協議会事務局　担当　伊野

ＴＥＬ　０７４６－４２－０４４１

愛ふれ

き　×　着物の勉強会　×　初級編

２月１９日（水）、大字木津川の**よしの庵**で着物の基礎知識について学ぶ機会を設けました。

着物に興味のある人を対象に、**着物文化**にタッチするきっかけを作るために開催したところ、**若い方**を含めて多くの方が参加してくれました。

着物の説明は**いちたつメンバー**である**中部敦子**さんと**髙井利子**さん、着物を着るモデルは**市岡慶子**さんが担当してくれました。

着物のき、基本のき

①着物の道具について・・・道具の名前や使い方

②着物と帯の種類について・・・格式や着ていく場所によって何を着るのか

③着物のたたみ方・・・着物をたたむコツ　男性の袴のたたみ方を教えてほしいという要望があって実践

④保管の仕方・・・着物を着た後は必ず陰干しする　たとう紙の役割や防虫剤や乾燥剤

当日は大雪で一面真っ白な寒い日となりましたが、勉強会のあとで、よしの庵さんが**そば茶**を用意してくれて、参加者の皆さんとほっこり**談笑の時間**

給食センターだより4月号

ご入学・ご進級おめでとうございます

いよいよ新しい学年での生活がスタートしました。学校給食は、栄養バランスのとれた食事で子どもたちの健やかな成長を支えるとともに、以下のようなさまざまなことを学ぶ教材となるものです。地域でとれる新鮮な食材を取り入れ、安全や衛生に配慮しながら、心を込めておいしい給食作りに努めてまいります。

学校給食は「食」を学ぶ時間です！

学校給食は単なる食事の時間ではなく、「学校給食法」に基づき実施される教育活動です。栄養バランスのとれた食事を提供することで、成長期にある子どもたちの健全な発達を支えることはもちろん、健康によい食事や食文化、地場産物、食事のマナーなど、さまざまなことを学ぶための時間です。

学校給食の目標のポイント

※「学校給食法」第二条より抜粋・要約

1. 適切な栄養の摂取による健康の保持増進。

2. 食事について正しい理解を深め、健全な食生活を育む判断力や望ましい食習慣を養う。

3. 明るい社会性と協同の精神を養う。

4. 自然の恩恵への理解を深め、生命、自然を尊重する精神や環境の保全に寄与する態度を養う。

5. 食生活が多くの人々の勤労に支えられていることを理解し、感謝する。

6. 伝統的な食文化を理解する。

7. 食料の生産、流通及び消費について、正しく理解する。

ご家庭へのお願い

給食では旬の食材を取り入れていますが、骨のある魚、皮付きの果物など、食べるのにひと手間かかるものは面倒だからと子どもたちから敬遠されがちです。食べ方がわからない場合もありますので、ご家庭でも食べ方を教えていただければと思います。

また、給食で初めて食べる食品でアレルギー症状が出ることがあります。献立表を確認いただき、食べたことのない食品がある場合は、ご家庭で事前に試していただくと安心です。

地域おこし協力隊の日々

アトリエの一年を振り返って

ダグラス・ディアス

みなさん、こんにちは。小の茶工場をアトリエとして活用しているダグラスです。

このアトリエ「ＭＡ(マ)」について、一年を振りかえると、様々な出来事が思い返されます。特に思い出深いのは、アトリエの空間が進化した事と、芸術とコミュニティの拠点として確立できた事です。

昨年は、幸いにも二つの展示会を開催し、みなさんに様々な芸術をご紹介できました。

まず一つ目は、昨年の夏。アメリカ出身でパリ在住の芸術家、カマウ・アバヨミ氏の展示会を開催しました。彼は村に滞在しながら、一ヶ月かけて、絵画、インスタレーション、ダンス、スポークンワードを融合させ、多彩な展示会となりました。

二つ目は、秋の「東吉野オープンアトリエ」にて、芸術家の坂本和之氏(木津川)と私の作品を発表しました。

また、この二つの展示会の間には、奈良女子大学特任助教の大谷円氏(小栗栖)の企画による奈良女子大学留学生サマープログラムの一環で、二十三名の国際学生を迎えました。どんな事も対応できるＭＡの空間を活かし、レクチャーと三時間の絵画ワークショップ、最後に学生によるプレゼンテーションを実施する学びの時間を実施しました。これとは別に、坂本大祐氏(木津川)が企画したLIVE DESIGN Schoolでも学生十名が訪れ、私は絵画ワークショップを指導し、学生たちはプレゼンテーションを行いました。

ＭＡの試みは展示会や学生への学びだけでなく、国栖の和紙職人の植 浩三氏を招き和紙作りのワークショップも開催しました。

今後もこのような体験を提供できる機会を増やしていきたいです。

この一年を通して、ＭＡには世界各国から五十名以上の訪問者もありました。フィンランド、フランス、スイス、ベネズエラ、ニュージーランド、オーストラリア、インドネシア、アメリカ、ベルギー、オランダ、イギリス、タイ、インド、マレーシア、香港、台湾。もちろん日本各地からも多くの方々が訪れました。

ＭＡの空間自体も大きく変わりました。常設の大きな壁を設置し、白壁のギャラリーとしての機能を持たせ、これまで以上に作品の展示やそれ以外の空間利用がしやすくなりました。天窓を設置して、日光で作品を照らすようにしました。居住スペースの整備も進み、生活空間の骨組みまで完成。まだ生活するまでには至っていませんが、大部分が形になりつつあります。

この一年、ＭＡは非常に忙しく、多くの変化があった年でした。今後もコミュニティとの関わりを深め、常にアートを中心として活動していきますので、宜しくお願い致します。

7月 奈良女子大学留学生サマープログラムの様子

イベント・行事について

R8年		イベント・行事名	内容等	担当
1月	1月初旬	東吉野消防団出初式	村消防団による出初式	総務企画課
2月	2月	認知症に関する講演会	認知症に関する講演会（住民ホール）	住民福祉課
		人権教育学習会	教育委員会と人権教育推進協議会共催による学習会	教育委員会
3月	3月	文化鑑賞会（寄席）	落語家などを招き楽しんでいただく	教育委員会
		グラウンド・ゴルフ大会	村体育協会主催グラウンド・ゴルフ大会	教育委員会
		薪作り体験ツアー	薪割りイベント	総務企画課
		第2回手話教室	聴覚障害者に関する地域住民の理解を深めるとともに、手話への興味醸成を図る（対象：村内在住・在勤の方）	住民福祉課
年間開催	7月、8月	「想像された狼たち展」コラボ開催	最後のニホンオオカミ１２０年記念企画	総務企画課
	4月23日、7月23日、11月22日	いちたつマルシェ	村民による村民のための居場所づくり	住民福祉課
	6月、9月	いちたつマルシェ移動販売	地域の中に入り込んで居場所づくりを展開する	住民福祉課
	6月6日、7日、9日	特定健診（集合健診）	6日特定健診（三尾）、7日特定健診（木津）、9日特定健診（小川）	税務保険課
	6月、8月、10月、12月	高齢者学級（アクティブシニアスクール）	軽スポーツ、体験学習、管外研修、人権学習会	教育委員会
	5月、12月	軽スポーツ教室	いろんな軽スポーツを体験する	教育委員会
	7月、11月	女性研修	体験学習会、管外研修	教育委員会
	5月、7月、9月、11月、2月	俳句教室	俳句を詠む	教育委員会
	6月、7月、8月、9月、10月、11月	手作り雑貨教室	布などを使い物を作る	教育委員会
	5月、6月、9月、10月、11月	ガーデニング教室	寄せ植えなどを行う	教育委員会
	6月、7月、8月、9月、10月	コーラス教室	みんなで歌を歌い楽しむ	教育委員会
	6月、7月、8月、9月、10月	粘土細工教室	粘土でいろいろな物を作る	教育委員会
	5月、6月、7月、9月、10月	写真教室	写真の撮影などについて学ぶ	教育委員会
	5月、6月、7月、8月、9月、10月、11月	ヨーガ教室	ヨーガを体験	教育委員会

※内容等は後日変更する場合があります

お問い合わせ先　東吉野村役場（４２-０４４１）　各担当課へ

村民が参加可能な

R7年		イベント・行事名	内容等	担当
5月	5月12日、19日、26日	着付け教室	３回受講できる方	住民福祉課
	5月24日	トーキャン（仮称）	婚活イベント（ふるさと村《奈良交通》主催）	総務企画課
	5月	シニア世代の健康教室	江藤先生による健康寿命を延す為の教室（住民ホール）	住民福祉課
		老人福祉ゲートボール大会	老人福祉並びに高齢者教育の推進を図る（対象：村内に住所を有する物）	住民福祉課
6月	6月11日	第1回手話教室	聴覚障害者に関する地域住民の理解を深めるとともに、手話への興味醸成を図る（対象：村内在住・在勤の方）	住民福祉課
	6月19日、20日、22日	各種がん検診	肺がん検診、結核検診、大腸がん検診、前立腺がん検診、胃がん検診、胃がんリスク（ABC）検診、対象者40歳以上の村民（胃がんリスクは75歳以上）	住民福祉課
	6月19日、20日、22日	特定健診（集合健診）	19日（三尾）、20日（木津）、22日（小川）	税務保険課
	6月	レクリエーション大会	村体育協会主催軽スポーツなど	教育委員会
7月	7月11日	差別をなくす村民集会	人権の講演	住民福祉課
	７月	天誅組講演会	天誅組関係の講演会	総務企画課
8月	8月16日	いちたつ盆踊り	盆踊り	住民福祉課
	８月	グラウンド・ゴルフ大会	村主催グラウンド・ゴルフ大会	教育委員会
		人権教育映画会	教育委員会と人権教育推進協議会共催による映画会	教育委員会
9月	9月9日（三尾）13日（小川）16日（木津）	婦人科検診	乳がん検診、子宮頸がん検診、対象者：４０歳以上の村民（子宮頸がんは２０歳以上）	住民福祉課
	９月	天誅組ウォーキング	天誅組さきがけの道ウォーキング	総務企画課
		いこか！ふるさとひよし祭り	盆踊り、物販	総務企画課
		３Ｂ体操	村体育協会主催３Ｂ体操	教育委員会
		資生堂の「化粧療法いきいき美容教室」	資生堂によるいきいき美容教室（住民ホール）	住民福祉課
		在宅医療介護連携推進映画上映会	明日香に生きる　映画上映会（午後と夕方２回上映・住民ホール）	住民福祉課
10月	10月1日	高齢者福祉交流会	高齢者の福祉の向上と敬老思想の高揚を図る	住民福祉課
	10月11日、12日	梼原町龍馬脱藩マラソン	高知県梼原町で行われるマラソンに参加	教育委員会
	10月	東吉野でポタリング	村内を自転車で巡るイベント	地域振興課
		刈谷市交流事業	刈谷市を訪問	教育委員会
		ゲートボール大会	村体育協会主催ゲートボール大会	教育委員会
11月	11月３日	清流ウォーク	村内をウォーキングする	教育委員会
	11月上旬	観光地ライトアップ	東の滝、夢渕、丹生川上神社周辺ライトアップ	地域振興課
	11月	東吉野まるごとフェスティバル	文化展覧会、文化発表会、農林産物品評会、健康フェスティバル	総務企画課 住民福祉課 地域振興課 教育委員会
		東吉野オープンアトリエ	クリエイターアトリエを公開するイベント	総務企画課
		障害者自立支援協議会主催学習会	障害に関する学習会や講演会などを行う	住民福祉課
		紅葉を楽しむ会	村民による村民のための居場所づくり	住民福祉課